

相續開始時別
相續人の範囲と遺産の割合
—明治民法・応急措置法・現行民法—

著 中込 一洋 (弁護士)



新日本法規

實際上・理論上の位置づけが変わりつつあるというのが現状であると理解している」(大村2020・301頁)という指摘があります。

第2 相続法の沿革

1 現行民法の改正等

(1) 2021年改正

いわゆる所有者不明土地問題解決等のために、民法等を一部改正する法律(2021(令和3)年法律24号)が2021(令和3)年4月21日に成立・同年4月28日に公布されました。法律案の提出理由は、「所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を防止するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るため……具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限等に関する規定の整備を行うとともに、相続等による所有権の移転の登記の申請を相続人に義務付ける規定の創設等を行う必要がある」というものでした。この改正により、①特別受益主張の期間制限(【049】【090】参照)や、②相続登記申請義務(【091】参照)が生じます。

(2) 2018年改正

2018(平成30)年法律72号による現行民法の一部改正により、①配偶者居住権(【050】【092】参照)、②相続人以外の者の特別の寄与(【046】参照)が認められ、③遺留分の請求は「減殺」から「侵害額請求」に変更されました(【053】参照)。

(3) 2013年改正

2013(平成25)年法律94号による現行民法の一部改正により、非嫡

出子の相続分が変更されました。これは、判例（最大決平25・9・4民集67・6・1320）が非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とすることは遅くとも2001（平成13）年7月当時に憲法14条に違反していたと判示したことを受けたものです（【004】【093】参照）。

(4) 1987年改正

1987（昭和62）年法律101号による現行民法の一部改正により、特別養子が創設されました（【007】参照）。

(5) 1980年改正

1980（昭和55）年法律51号による現行民法の一部改正により、配偶者の相続分が変更されました。現在は、①子と相続するときは $1/2$ （現民900一）、②直系尊属と相続するときは $2/3$ （現民900二）、③兄弟姉妹と相続するときは $3/4$ （現民900三）であるのに対し、1980年改正前は、①子と相続するときは $1/3$ （1980前現民900一）、②直系尊属と相続するときは $1/2$ （1980前現民900二）、③兄弟姉妹と相続するときは $2/3$ （1980前現民900三）でした（【014】【094】参照）。

1980年改正の際、「配偶者相続権を $3/4$ から $2/3$ に引き上げたことは、財産分与の額を間接的に引き上げることにもなるだろうと期待される。また、 $2/3$ という相続権は、たまたま対等の共有持分の $2/3$ と一致するので、夫の所得について潜在的に $2/3$ の持分があるという事実上の推定を生み、財産分与において妻に有利に働く」（加藤1980・74頁）と説明されました。

生活保障的相続観からは、子の数や婚姻年数等に応じて配偶者の相続分を調節し、段階的に割合を変えるという立法もあり得ます。これは1980年改正の際に検討されましたが、採用されませんでした。その理由は、「細かく規定をすればするほど、かえって実情に合わない不都合な結果を生じる場合もふえていくことになるし、相続法が簡明であ

るという要請にも反することになる。さらに、妻の相続分は、妻の労働ないし内助の功に報いるというだけではなく、夫婦の一体性・共同性に由来するものでもあるから、婚姻期間で区別することは理念的にも問題がある」(加藤1980・74頁)と説明されました。

また、1980年改正前現行民法889条2項は、「887条2項及び3項の規定は、前項2号〔筆者注：被相続人の兄弟姉妹〕の場合にこれを準用する」と規定していました。ここでは、887条3項も準用していたことが重要です。このことは、1980年改正前は、子の子(孫)等の代襲相続と同様に、兄弟姉妹の代襲も制限されていなかったこと、すなわち、兄弟姉妹の子の代襲者が相続の開始以前に死亡したとき等に再代襲相続が認められていたことを意味します(【039】参照)。

(6) 1962年改正

1962(昭和37)年法律40号による現行民法の一部改正により、①「子」が血族相続人のうち最優先されること(【017】【095】参照)や、②同時死亡の場合の権利義務(【096】参照)が明文化されました。

(7) 1947年成立(明治民法の全面改正)

1947(昭和22)年法律222号による民法第4編・第5編の全面改正は、日本国憲法の制定を受けたものです。憲法24条は、1項で「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」、2項で「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」と規定しています。これは、「共同生活をする親族的集団(ファミリー)の中の人びと、夫婦や親子その他の血族・姻族の相互の間の身分関係を規律する法律もまた、民主主義の根本原理である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則に従って定められなければならないことを宣言したもの」(我妻1974・

309頁)です。

この全面改正については、①「目標は、『日本国憲法の施行に伴い、民法について、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する……措置を講ずる』(応急措置法1条)という点にあった。個人の尊厳の観点から戸主権の廃止は不可避であり(同法3条、4条参照)、男女平等の観点からは夫婦間の権利義務における平等化も当然の帰結であった(同法2条、5条、6条参照)。また、2つの原理を組み合わせれば、子の間の平等も導かれる。それゆえ長子単独相続(家督相続)は均分相続(遺産相続)に変更されざるをえなかった(同法7条参照)。このような改正は、実質的に見て『家』の制度を廃止するものである」(大村1999・175頁)、②「47年改正は夫婦の平等を実現しただけではない。そこではさらに、妻の地位の向上がはかられた。制度上は、生存配偶者に第1順位の相続権が認められるとともに(応急措置法8条2項参照。現890条)、離婚に際して一方配偶者から他方配偶者に対する財産分与請求権が認められたのであり(現768条)、『妻』のみが権利を得たわけではないが、実質的に見れば、これらの規定は妻の保護のためのものであるということが出来る」(大村1999・177頁)と説明されています。

(8) 応急措置法

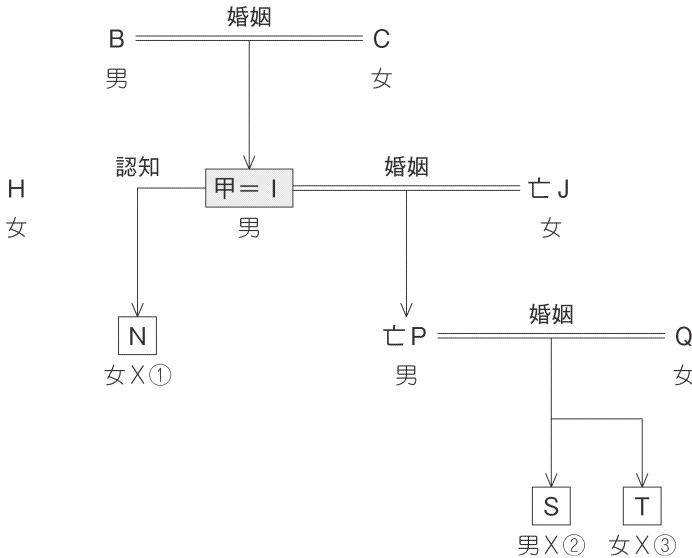
日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律(1947(昭和22)年法律74号)は、現行民法の1947(昭和22)年成立(明治民法の全面改正)までのものです。ここでは、①家督相続に関する規定は適用しないこと(応措7①)、②遺産相続に関する規定に従うのが原則であること(応措7②)等が規定されました(【099】参照)。

この法律は、「文字どおり応急措置のためのものであったが、それゆえにかえって、来るべき全面改正の基本方針が集約的に表現されている」(大村1999・170頁)と評価されています。

第2 孫が代襲相続人となるケース

【017】 被相続人（**甲 = I**）に非嫡出子1人と嫡出孫2人がいる
とき

〔親族関係〕



〔相続人・相続分〕

N (非嫡出子)	1/2
S (嫡出孫)	$1/4 = 1/2 \times 1/2$
T (嫡出孫)	$1/4 = 1/2 \times 1/2$

〈被相続人が2013（平成25）年9月4日以前に死亡した場合〉

N (非嫡出子)	1/3
S (嫡出孫)	$1/3 = 2/3 \times 1/2$
T (嫡出孫)	$1/3 = 2/3 \times 1/2$

ポイント

子と孫が相続人となります（現民887①②）。

嫡出子PがIよりも先に死亡したため、その子（被相続人Iの孫）S Tが代襲相続します。「被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない」（現民887②）という規定は、「孫以下の直系卑属は、固有の資格で相続することではなく、すべて代襲によって相続すること」（加藤1962a・31頁）を意味します。

これに対し、1962年改正前現行民法887条は「被相続人の直系卑属は、左の規定に従って相続人となる」として、①「親等の異なった者の間では、その近い者を先にする」、②「親等の同じである者は、同順位で相続人となる」を列挙し、同法888条1項は「前条の規定によって相続人となるべき者が、相続の開始前に、死亡し、又はその相続権を失った場合において、その者に直系卑属があるときは、その直系卑属は、前条の規定に従ってその者と同順位で相続人となる」と規定していました。本ケースでは1962年改正の前後を問わず、嫡出孫S Tが被代襲者（嫡出子）Pの相続分を2分の1ずつ承継します。

子が数人あるときの相続分は、現在は「相等しいもの」ですが（現民900四）、2013年改正前は、非嫡出子の相続分は、嫡出子の相続分の2分の1でした（2013前現民900四）。

参考ケース

嫡出子Pが生存していたとき→【003】

配偶者Jが生存していたとき→【018】

養子Rがいたとき→【019】

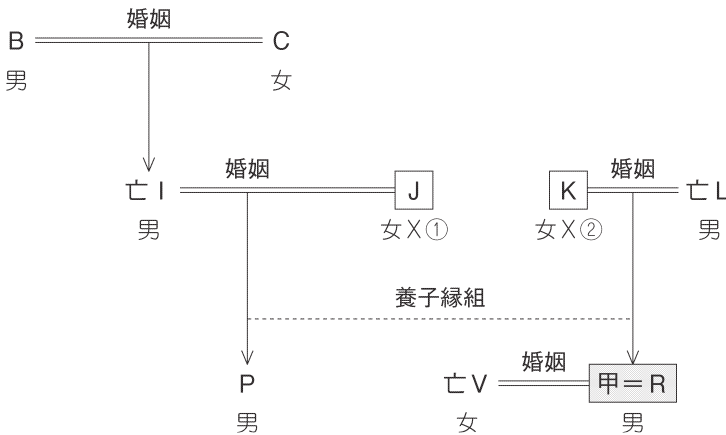
同じ法律関係における経過措置→【095】

第4 直系尊属が相続人となるケース

【029】 被相続人（**甲=R**）に父母2人がいるとき

▶キーワード 父母・特別養子

〔親族関係〕



〔相続人・相続分〕

J（養母）	1/2（普通養子）又は1（特別養子）
K（実母）	1/2（普通養子）又は0（特別養子）

〈被相続人が1987（昭和62）年12月31日以前に死亡した場合〉

J（養母）	1/2
K（実母）	1/2

ポイント

直系尊属が相続人となります（現民889①—本文）。

現行民法889条1項1号ただし書は、「親等の異なる者の間では、その近い者を先にする」と規定しています。「親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める」（現民726①）ところ、被相続人（子）と父母の世

代数は1、祖父母の世代数は2です。したがって、父母 J Kが先になり、祖父母 B Cは相続しません。

Rの父母には、養子縁組によって母となった養母 J と、生みの母である実母 K がいます。養子とは「血縁のない2人の人間が、合意によってつくり出す法的な子」(大村2010・200頁)です。「養子は、縁組の日から、養親の嫡出子の身分を取得する」(現民809)とされていますから、養母 J は相続人となります。この結論は、普通養子・特別養子のいずれでも同じです。

これに対し、実父母 K L と R の親子関係は、養父母 I J と養子 R との養子縁組の種類によって異なります。① R が I J の普通養子となったときは、「実親との法的関係は切れてしまうわけではない」(大村2010・202頁)ため、実母 K も相続人となります。しかし、② I J 夫婦との縁組によって R が特別養子になっていたときは、実母 K は相続人になりません。これは、1987年改正によって新設された現行民法817条の9が「養子と実方の父母及びその血族との親族関係は、特別養子縁組によって終了する」と規定しているためです。特別養子は、子の利益のための制度として設けられたものであり、「『子の利益』を実現するというのは、第一次的には親のない(あるいは実質的にみてそれに近い)子に親を与えるということである」(大村2010・210頁)と説明されています。

同順位の相続人が数人あるときについて、現行民法900条4号本文は「直系尊属……が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする」と規定しています。

参考ケース

配偶者 V が生存していたとき → 【030】

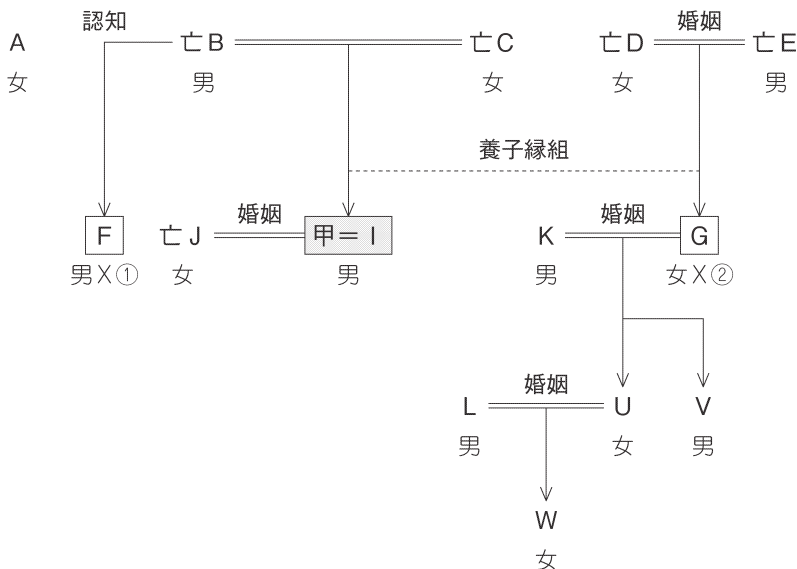
養父 I が生存していたとき → 【031】

第5 兄弟姉妹が相続人となるケース

【037】 被相続人（**甲 = I**）に兄弟姉妹2人がいるとき

▶キーワード 兄弟姉妹

〔親族関係〕



〔相続人・相続分〕

F（半血兄弟）	1/3
G（全血姉妹）	2/3

ポイント

兄弟姉妹が相続人となります（現民889①二）。

兄弟姉妹が2親等であるのは、「傍系親族の親等を定めるには、その1人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の1人に下るまでの世代数による」（現民726②）ためです。兄姉は尊属、弟妹は卑属となりますが、この区別は相続に影響しません。傍系親族に

については、「家長とその妻、家長の後継者とその妻、という1世代1夫婦という線が明確になり、その他の家族員は家の構造に直接関係のない周辺成員ともよぶべきものである。……ここに日本独特の“直系・傍系”という概念が発達したのである。すなわち、直系は家の正式成員であり、傍系は周辺成員である」(中根・104頁)と指摘されています。

Fは、Iの半血兄弟です。これは、父Bのみを同じくする(Fの母はA、Iの母はCで、母は異なる)ためです。

Gは、Iの全血姉妹です。これは、父母BCを同じくするためです。BCは、Gにとっては養父母、Iにとっては実父母ですが、このことは相続に影響しません。

同順位の相続人が数人あるときについて、現行民法900条4号は「兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする」と規定しています。全血兄弟姉妹とは、「父母の双方を同じくする兄弟姉妹」(現民900四)です。半血兄弟姉妹とは、「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹」(現民900四)です。現行民法900条4号ただし書が半血兄弟の相続分を全血兄弟の相続分の2分の1とすることについては、「実親・養親の組合せを問わず、『父母』が何らかの形で共通であれば全血、共通でなければ半血である」(潮見外233~234頁〔冷水登記代])と説明されています。

そのため、本ケースの相続分は、半血兄弟Fは3分の1、全血姉妹Gは3分の2となります。

参考ケース

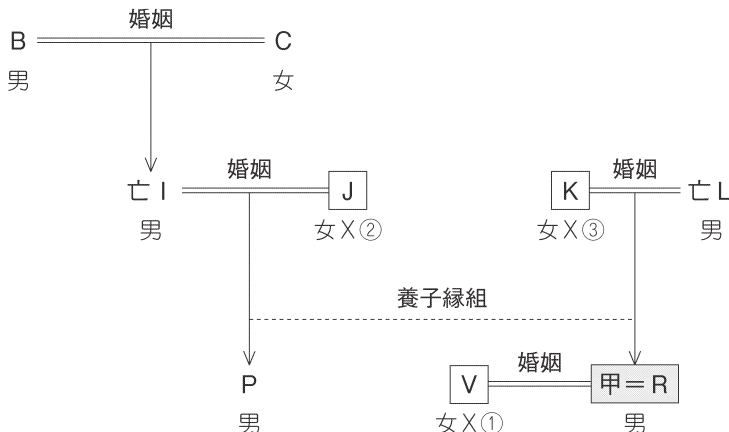
配偶者Jが生存していたとき→【038】

全血姉妹Gが先に死亡していたとき→【039】

【050】 被相続人（**甲=R**）に妻と父母2人がいて、妻に配偶者居住権があるとき

▶キーワード 配偶者居住権

〔親族関係〕



〔法定相続人・法定相続分〕

V (配偶者)	2/3
J (養母)	1/6 = 1/3 × 1/2 (普通養子) 又は1/3 (特別養子)
K (実母)	1/6 = 1/3 × 1/2 (普通養子) 又は0 (特別養子)

ポイント

被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、①遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき、②配偶者居住権が遺贈の目的とされたときのいずれかに該当するときは、その居住建物の全部について無償で使用及び収益する権利（配偶者居住権）を取得するのが原則です（現民1028①本文）。ここで「無償」とは、使用及び収益の対価を支払わないと

いう意味です。「配偶者が配偶者居住権を取得した場合には、その財産的価値に相当する価額を相続したものと扱う」（法制審議会「民法（相続関係）等の改正に関する要綱」第1の2注1）とされており、配偶者居住権の取得そのものは無償ではありません。

配偶者居住権がふさわしいと説明されているパターンには、まず、配偶者を含む数人が共同相続し、遺産分割協議をする事案において、自宅の所有権を取得してしまうと、預貯金を取得できないような場合があります。配偶者居住権は、「居住」するだけの権利であり、譲渡が禁止されています（現民1032②）から、評価額は低くなります。仮に遺産として不動産と預貯金1500万円があったとき、本ケースにおいて配偶者Vの法定相続分は3分の2ですから、不動産所有権が3000万円であれば不動産を取得すると預貯金はもらえません。このときに、配偶者居住権が2000万円だとすれば、これを選択する（不動産所有権は母JKが取得する）ことによって差額1000万円の預貯金を取得することができます。

そして、Vが配偶者居住権を取得すれば、基本的に「終身の間」建物に居住できますし（現民1030）、居住建物の所有者JKは配偶者居住権の設定登記を備えさせる義務を負い、この登記をすれば配偶者居住権を第三者にも対抗できます（現民1031）。

参考ケース

同じ親族関係において法定相続したとき→【030】

同じ親族関係において相続分の指定があるとき→【051】

同じ法律関係における経過措置→【092】

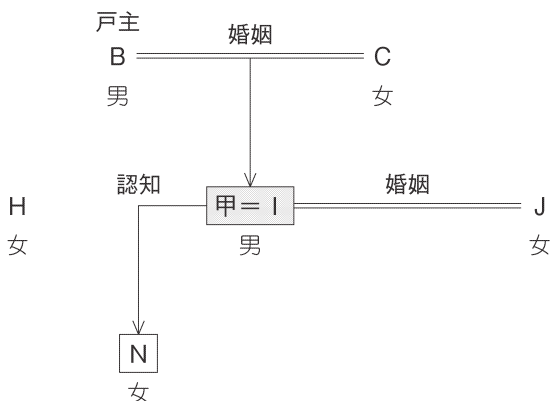
第3章 明治民法による遺産相続

第1 直系卑属が遺産相続人となるケース

【054】 被相続人（甲 = I）に妻と庶子1人がいるとき

▶キーワード 庶子（非嫡出子）

〔親族関係〕



〔相続人・相続分〕

N（庶子）	1
-------	---

ポイント

I の子（庶子 N）が相続人となります。明治民法827条は、1項で「嫡出ニ非サル子ハ其父又ハ母ニ於テ之ヲ認知スルコトヲ得」、2項で「父カ認知シタル子ハ之ヲ庶子トス」と規定していました。明治民法における庶子は、現行民法の庶子（嫡出でない子）と基本的に同じです。ただし、明治民法では「家」が基礎にあるという違いがあります。このことは、「親子関係の確立についても、かつては現在とは異なる考え方がとられていた。それは、家に入る者が法的な意味での『子』であ

るという考え方であったと言える。これによれば、妻の産んだ子は当然に『子』となる。それが正しい意味での『子』 = 『嫡出子』である。その家の『子』を産む存在が妻であるとも言える。これに対して、妻以外の女性が産んだ子は、入るべき父の家を持たない。……しかし、父の家に入ることが予め、あるいは事後的に認められれば、やはりその家の子となる」(大村2015・308~309頁)と説明されています。

遺産相続においては、直系卑属が優先されており、配偶者は直系卑属がいるときは相続しませんでした(明民994・996)。

遺産相続は、現行民法の相続と同様、被相続人の残した財産を承継するものです。このことは、「被相続人が家族である場合には、もっぱらその者の財産が相続されるが、これは共同(分割)相続による遺産相続の形態がとられた」(大里438頁)と説明されています。

現行民法との関係について、①「家督相続が廃止されたので、残る遺産相続のルールがすべての相続をカバーすることとなった。……遺産相続とは、戸主以外の者の相続のことであり……、一般にはその遺産は小額にとどまり、重要性が低かった。ところが、このマイナーモードの相続が原則とされることになったわけである。……このルールに3つの修正を加える、すなわち、配偶者は必ず相続人となることとし、兄弟姉妹を相続人に加え、戸主の相続権を否定すれば、現行法のルールが現れることになる」(大村2017a・22頁)、②「遺産相続のルールが一般化された結果として……子どもの均分相続と配偶者の相続権が定められた。おそらくこれは、遺産相続が生活保障のために用いられていたことによるものだろう」(大村2017a・23頁)と指摘されています。

参考ケース

同じ親族関係において現行相続したとき→【001】

Iの子として嫡出子Pもいたとき→【055】



新日本法規